

ごみの収集運搬について

はじめに

他人の一般廃棄物（ごみ）を運ぶ場合、管轄市町村長の許可を受けなければなりません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第7条）。個人・法人、有償・無償に関わらず許可申請が必要となります。

基本事項

許可にあたっては、①市町村による一般廃棄物の収集・運搬が困難な場合②申請内容が市町村の一般廃棄物処理計画に適合すること、これら2点が大原則です。そのうえで、次の基準を満たす必要があります。

根拠法令	① 廃掃法第7条第5項第3号（ごみ収集運搬の許可基準） ② 廃掃法施行令第2条2（その基準は次の2点）
1 施設基準	イ ごみが飛散・流出・悪臭漏れしない運搬車、運搬容器その他の運搬施設が備えられていること。 ロ 積替施設の場合、ごみが飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しない施設となっていること。
2 申請者の能力	イ ごみの収集や運搬を的確に行える知識や技能があること。 ロ それらを的確かつ継続して行える財務基盤があること。

ごみの発生抑制・分別・保管・収集・運搬の適正化が環境保全や公衆衛生に不可欠であるとして、廃掃法が制定されています。国や地方公共団体をはじめ、事業者、国民もひとしくこの法律を守り、住みよい環境維持に努めなければなりません。

罰則

一般廃棄物の収集運搬を市町村長の許可を受けずに行った場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれら二つが同時に課される場合があります（廃掃法第25条）。

清掃、片付け、遺品整理、枝木整理、草刈りなどで出たごみは、自分自身でごみ処理場に持ち込む場合は不要ですが、他人（業者を含む）に依頼する場合、持ち込む方（業者を含む）は無許可で運んではなりません。たとえ無償でも同じです。近隣の方や知り合いのごみを親切心で運んだり、ついでだからと引き受けたりする場合も違法となりますので、十分に注意してください。

《お問い合わせ先》

雲南市・飯南町事務組合 環境事業部 TEL0854-62-9550